

○下松市街区基準点管理保全要綱

平成 20 年 3 月 21 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定に基づき市が管理する街区基準点の取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「街区基準点」とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点及び街区多角点をいう。

(街区基準点の使用手続)

第 3 条 街区基準点を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ街区基準点使用承認申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、街区基準点の使用を承認するときは、街区基準点使用承認書（別記第 2 号様式。以下「承認書」という。）により使用申請者へ通知するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、地積測量図作成のための測量を行う土地家屋調査士会は、街区基準点使用に係る包括承認申請書（別記第 1 号の 2 様式）を市長に提出し、街区基準点使用包括承認書（別記第 2 号の 2 様式）により使用承認を受けることができるものとする。

4 使用申請者は、使用する前に街区基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）に承認書（前項の規定による使用承認を受けた土地家屋調査士会にあっては土地家屋調査士会員証）を提示し、立入りの許可を受けなければならない。

5 使用申請者は、使用後には街区基準点使用報告書（別記第 3 号様式）により、使用結果を報告しなければならない。

(平 29. 2. 28・平 31. 3. 28・一部改正)

(工事施工の手続)

第 4 条 街区基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ街区基準点付近での工事施工届出書（別記第 4 号様式）を市長に提出し、主管課と協議を行った上で市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第 1 項に規定する街区基準点の一時撤去又は移転の承認申請及び協議を行う場合は、街区基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障を来すおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車両、重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他街区基準点の効用に支障を来すと思われる工事等
- 3 工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置及び街区基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図又は市長が指示する測量資料
 - (3) 写真（街区基準点、街区基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
- 4 街区基準点付近での工事が竣工したときは、工事施工者は、速やかに街区基準点付近での工事竣工報告書（別記第5号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 竣工写真（街区基準点及び街区基準点周辺を確認できるもの）
 - (2) 街区基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着手前及び竣工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 6 街区基準点付近での工事により、街区基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は、主管課と協議し、必要により街区基準点復旧承認申請書（別記第6号様式）により市長に申請し、街区基準点復旧承認書（別記第7号様式）による復旧承認を受けなければならない。

（平29. 2. 28・一部改正）

（一時撤去及び移転）

第5条 工事施工者は、街区基準点を一時的に撤去し、又は移転する必要が生じた場合は、主管課と機能の保全等について協議を行わなければならない。

- 2 工事施工者は、前項の協議の後、街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、街区基準点（一時撤去・移転）承認書（別記第9号様式）により承認を受けなければならない。ただし、前項の協議により街区基準点を撤去し、又は廃止する必要が生じた場合は、この限りでない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図及び平面図（掘削位置及び街区基準点の位置関係を明示し

たもの)

(2) 写真 (街区基準点及び街区基準点周辺が確認できるもの)

(3) 再設置位置図 (新旧位置の関係が確認できるもの)

(平 2 9 . 2 . 2 8 ・ 平 3 1 . 3 . 2 8 ・ 一部改正)

(機能の保全等)

第 6 条 工事施工者は、街区基準点を一時的に撤去し、又は移転しようとする場合は、原則として当該街区基準点を既設の街区基準点と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 工事施工者は、前条第 1 項の協議により街区基準点を撤去し、又は廃止する必要がある場合は、あらかじめ街区基準点 (撤去・廃止) 承認申請書 (別記第 1 0 号様式) を市長に提出し、街区基準点 (撤去・廃止) 承認書 (別記第 1 1 号様式) により承認を受けなければならない。

(平 3 1 . 3 . 2 8 ・ 全改)

第 7 条 工事施工者が第 4 条及び第 5 条の協議を行わず、故意又は過失により街区基準点の撤去、滅失、毀損、移転等を行い、その効用に支障を来した場合は、原則として当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、主管課と協議の上、変更することができるものとする。

3 工事施工者以外の者で、故意又は過失により街区基準点を滅失し、又は毀損した者 (以下「事故原因者」という。) については、前 2 項の規定を適用する。

(平 2 9 . 2 . 2 8 ・ 旧第 6 条繰下・一部改正、平 3 1 . 3 . 2 8 ・ 一部改正)

(設置工事の施工者)

第 8 条 街区基準点の測量標を設置する工事 (以下「設置工事」という。) は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者 (以下「事故原因者等」という。) が行わなければならない。

2 測量成果の修正 (以下「測量作業」という。) に必要な手続は、測量法第 3 6 条、第 3 7 条第 3 項及び第 4 0 条その他関係法令に基づいて市長が行う。

3 移転が生じ、機能回復を図る場合は、事故原因者等と主管課との協議の上、設置工事の施工者 (以下「設置工事施工者」という。) を決定するものとする。

(平 2 9 . 2 . 2 8 ・ 旧第 7 条繰下・一部改正、平 3 1 . 3 . 2 8 ・ 一部改正)

(設置工事)

第 9 条 事故原因者等又は設置工事施工者は、設置位置及び設置施工方法について、施工前に主管課と協議しなければならない。

2 測量標等は、原則として既設の物を再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は、主管課と協議するものとする。

3 事故原因者等又は設置工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が竣工したときは、設置工事施工者は、速やかに街区基準点設置工事竣工報告書（別記第 1 2 号様式）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 事故原因者等又は設置工事施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（平 2 9 . 2 . 2 8 ・旧第 8 条繰下・一部改正、平 3 1 . 3 . 2 8 ・一部改正）

（費用の負担）

第 1 0 条 街区基準点の設置工事に要する費用（既設の街区基準点の取壊し費用を含む。）及び街区基準点の測量作業に要する費用は、事故原因者等が負担するものとする。

（平 2 9 . 2 . 2 8 ・旧第 9 条繰下）

（国土交通省への報告）

第 1 1 条 市長は、街区基準点について、異状、亡失又は移転により既存点を廃止した場合は、国土交通省に報告しなければならない。

（平 2 9 . 2 . 2 8 ・旧第 1 0 条繰下・一部改正、平 3 1 . 3 . 2 8 ・旧第 1 2 条繰上）

（節点及び補助点の取扱い）

第 1 2 条 都市再生街区基本調査により設置された節点及び補助点については、補助点節点を除き、街区基準点に準じて取り扱うものとする。

2 土地利用促進調査により設置した補助点については、前項と同様に取り扱うものとする。

（平 2 9 . 2 . 2 8 ・旧第 1 1 条繰下・一部改正、平 3 1 . 3 . 2 8 ・旧第 1 3 条繰上）

（管理主体）

第 1 3 条 街区基準点の管理保全の主管課は、建設部土木課とする。

（平 2 9 . 2 . 2 8 ・旧第 1 2 条繰下、平 3 1 . 3 . 2 8 ・旧第 1 4 条繰上、令 2 . 1 0 . 3 0 ・令 3 . 3 . 3 1 ・一部改正）

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平 2 9 . 2 . 2 8 ・旧第 1 3 条繰下、平 3 1 . 3 . 2 8 ・旧第

15条繰上)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日）

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

街区基準点使用承認申請書 年 月 日 下 松 市 長 様 申請者 住所 氏名 下松市街区基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
測 量 地 域	
使 用 す る 街 区 基 準 点	計 点
測 量 方 法	
測 量 計 画 機 関	名 称
	代 表 者 氏 名
	所 在 地 Tel
測 量 作 業 機 関	名 称
	担 当 者 氏 名
	所 在 地 Tel
備 考	

別記第 1 号の 2 様式（第 3 条関係）

街区基準点使用に係る包括承認申請書	
年 月 日	
下 松 市 長 様	
申請者	
下松市街区基準点管理保全要綱の規定により街区基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
測 量 地 域	
使 用 す る 街 区 基 準 点	
測 量 方 法	
申 請 者	名 称
	代表者氏名
	所 在 地 Tel
測 量 作 業 担 当 者 名	
備 考	

別記第2号様式（第3条関係）

街区基準点使用承認書	
承認番号 号 年 月 日	
様 下 松 市 長 印	
年 月 日に申請のありました下松市街区基準点の使用について下記のとおり承認します。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
測 量 地 域	
使 用 す る 街 区 基 準 点	計 点
測 量 方 法	
測 量 作 業 機 関	名 称
	担 当 者
	所 在 地
承認条件 1. 「別記」街区基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。	
連 絡 先	

(裏面)

「別記」

街 区 基 準 点 使 用 条 件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、使用申請者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、施設管理者の指示に従うこと。
- 3 使用申請者は、使用時に使用承認書（包括承認の家屋調査士会にあっては、会員証）を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては街区基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、使用申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 使用申請者は、測量標を使用中に、測量標及びその周辺の現況について異状を認めた場合は、速やかに市に連絡すること。
- 7 使用申請者は、測量標の使用を完了したときは、街区基準点使用報告書（別記第3号様式）により使用結果を市に報告すること。

別記第 2 号の 2 様式（第 3 条関係）

街区基準点使用包括承認書 承認番号 号 年 月 日 様 下 松 市 長 印 年 月 日に申請のありました下松市街区基準点の使用について下記のとおり承認します。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（１年間）
測 量 地 域	
使 用 す る 街 区 基 準 点	
測 量 作 業 担 当 者 名	
承認条件	
連 絡 先	

(裏面)

「別記」

街 区 基 準 点 使 用 条 件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、使用申請者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、施設管理者の指示に従うこと。
- 3 使用申請者は、使用時に使用承認書（包括承認の家屋調査士会にあっては、会員証）を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては街区基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、使用申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 使用申請者は、測量標を使用中に、測量標及びその周辺の現況について異状を認めた場合は、速やかに市に連絡すること。
- 7 使用申請者は、測量標の使用を完了したときは、街区基準点使用報告書（別記第3号様式）により使用結果を市に報告すること。

別記第3号様式（第3条関係）

街区基準点使用報告書																	
年 月 日																	
下松市長様																	
報告者 住所 名称 担当者																	
下松市街区基準点の使用結果を下記のとおり報告します。																	
使用目的																	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)																
測量地域																	
使用した街区基準点	計 点																
使用承認番号	承認番号 号																
測量作業機関	名称																
	担当者																
	所在地	〒															
使用結果 (精度)	<table border="0"> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度1:</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度1:</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度1:</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度1:</td> </tr> </table>	No.	～	No.	相対精度1:	No.	～	No.	相対精度1:	No.	～	No.	相対精度1:	No.	～	No.	相対精度1:
No.	～	No.	相対精度1:														
No.	～	No.	相対精度1:														
No.	～	No.	相対精度1:														
No.	～	No.	相対精度1:														
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)																
添付書類	1 精度管理表 2 成果表 3 その他（写真・網図の写し）																

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

街区基準点付近での工事施工届出書		
年 月 日		
下 松 市 長 様		
届出者 住 所 氏 名		
下松市街区基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり届 出します。		
工 事 件 名		
工 事 場 所	下松市	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
工 事 概 要		
街区基準点番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図 5 工事前写真 6 その他	

別記第5号様式（第4条関係）

街区基準点付近での工事竣工報告書

年 月 日

下松市長様

報告者 住所
名称
担当者

年 月 日に届け出た街区基準点付近での工事が竣工しましたので次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		下松市
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
街区基準点番号		
街区基準点 の 状 況		(1) 測量標のき損状態：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工事請負者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	〒
添 付 図 面		1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

街区基準点復旧承認申請書 年 月 日 下 松 市 長 様 申請者 住所 氏名 工事により異常をきたした街区基準点の復旧について、下松市街区基準点管理保全要綱第 4 条第 6 項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
復 旧 理 由	
復 旧 内 容	
復 旧 場 所	下松市
復 旧 す る 街 区 基 準 点	
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
復旧 工事 請負 者	名 称
	代表者氏名
	所 在 地
備 考	

街区基準点復旧承認書 承認番号 号 年 月 日 様 下 松 市 長 印 年 月 日に申請のありました街区基準点の復旧について、次のとおり承認します。	
承認事項	
復 旧 内 容	
復 旧 場 所	下松市
復 旧 す る 街 区 基 準 点	
復旧完了期限	年 月 日とする
承認条件 1 測量標設置は、下松市街区基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 2 測量標等は、既存の物を再度使用してください。使用不可能な場合は、連絡してください。 3 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点設置工事竣工報告書（別記第 1 0 号様式）を提出し、市の検査を受けてください。 4 検査に合格したときには、速やかに市へ街区基準点を引き渡すこととします。 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出てください。	
連 絡 先	

街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書	
年 月 日	
下 松 市 長 様	
申請者 住所 氏名	
工事により支障となる街区基準点の（一時撤去・移転）について、下松市街区基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり承認申請します。	
一時撤去・移転理由	
工 事 件 名	
工 事 場 所	下松市
一時撤去・移転する街区基準点	
移転する場合の移転候補地	下松市
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事請負者	名 称
	担 当 者
	所 在 地
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考	現況状況等

街区基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

下 松 市 長 印

年 月 日に申請のありました街区基準点の（一時撤去・移転）について次のとおり承認します。

承認事項

移 転 先	下松市
一時撤去・移転する 街 区 基 準 点	
完 了 期 限	年 月 日とする
承認条件 1 再設置位置については、舗装復旧する前に必ず連絡してください。 2 測量標設置は、下松市街区基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 3 測量標等は、既存の物を再度使用してください。使用不可能な場合は、連絡してください。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点設置工事竣工報告書（別記第 1 0 号様式）を提出し、市の検査を受けてください。 5 検査に合格したときには、速やかに市へ街区基準点を引き渡すこととします。 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。	
連 絡 先	

別記第 1 0 号様式（第 6 条関係）

街区基準点（撤去・廃止）承認申請書

年 月 日

下 松 市 長 様

申請者 住所
氏名

街区基準点の（撤去・廃止）について、下松市街区基準点管理保全要綱第 6 条の規定により、次のとおり承認申請します。

撤 去 ・ 廃 止 理 由		
工 事 件 名		
工 事 場 所		下松市
撤 去 ・ 廃 止 する 街 区 基 準 点		
工 事 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで
撤 去 ・ 廃 止 予 定 日		年 月 日
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 面		1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考		現況状況等

街区基準点（撤去・廃止）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

下 松 市 長 印

年 月 日に申請のありました街区基準点の（撤去・廃止）について次のとおり承認します。

承認事項	
工 事 場 所	下松市
撤 去 ・ 廃 止 する 街 区 基 準 点	
完 了 期 限	年 月 日とする
承認条件 1 測量標の撤去作業は、占有管理者と協議の上、安全を確保して作業を行ってください。 2 測量標の撤去後は、十分な補修を行い、車両や歩行者の通行に支障がないように施工してください。 3 撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。 4 測量標の撤去後は、破損、消耗等が著しい場合を除き、当該測量標は地籍調査課に返却してください。	
連 絡 先	

別記第 1 2 号様式（第 9 条関係）

街区基準点設置工事竣工報告書 年 月 日 下 松 市 長 様 報告者 住 所 名 称 担当者 年 月 日承認番号 号で承認を受けた街区基準点の設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。	
工 事 件 名	
工 事 場 所 下松市	
設 置 工 事 竣 工 日 年 月 日	
設置街区基準点番号	
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 Tel
添 付 図 面 1 竣工写真 2 その他	

別記第1号様式（第3条関係）

別記第1号の2様式（第3条関係）

別記第2号様式（第3条関係）

別記第2号の2様式（第3条関係）

（令2. 10. 30・一部改正）

別記第3号様式（第3条関係）

別記第4号様式（第4条関係）

（平29. 2. 28・一部改正）

別記第5号様式（第4条関係）

別記第6号様式（第4条関係）

別記第7号様式（第4条関係）

（平29. 2. 28・一部改正）

別記第8号様式（第5条関係）

別記第9号様式（第5条関係）

（平29. 2. 28・一部改正）

別記第10号様式（第6条関係）

（平31. 3. 28・全改）

別記第11号様式（第6条関係）

（平31. 3. 28・全改）

別記第12号様式（第9条関係）

（平31. 3. 28・全改）